

## 【令和6年度 仙台湾水先区水先人会 事業計画】

会 長

水先人会の運営に関しては、会員の品位を保持し、水先業務の適正且つ円滑な遂行及び船舶交通の安全を確保できる様に、会則第4条の定める所により、次の事業を計画・実施する。

(会則第4条)

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施する事。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行う事。
- (3) 水先人の養成に関し、必要な事務を行う事。
- (4) 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議する事。
- (5) 前各号に掲げるものの他、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成する為に必要な施策を実施する事。

## 1. 重点事業

- (1) 各港において、港内整備やバイオマス発電所等の施設建設も引き続き行われる予定で、更には船舶数増加もあって、港全体が混雑・煩雑な状況にあるので、安全第一を念頭に置き業務に携わる事とする。
- (2) 港内の所々の箇所では岸壁(防舷材)の老朽化が見られ、また港内整備にも関係し、水深や潮流の変化を感じており、今後も予想もされる。関係各所との打合せも開始される予定だが、運航上問題がある場合は都度迅速に関係各所と連絡を密に行い、その改善を要望し、共に安全確保に努める。
- (3) 引き続き大型旅客船の受入れについて及び令和7年4月1日運用開始予定のポートラジオ設置についての話合いの活発化など、官庁・顧客など関係各所での頻繁な会議開催や要望が予想されるが、嚮導業務に支障をきたさない様に一致協力して参画し、極力それに応じていく。
- (4) 港全体、また当水先人会の運営・人事についても過渡期・変革期に来ている。これまでの伝統を守りつつも、改める所は改め、関係各所と共に安全を第一に港の発展と円滑な流れを確保する様に、港湾関係者の一員としての責任を自覚し、全会員・事務員が一致協力して進めることを仙台湾水先区水先人会の統一した目的とする。

## 2. 適正化事業

- (1) 会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督。
- (2) 会員の技術向上及び健康管理等の品質管理に関する事業の推進。
  - ◎操船技術等の為の資料・情報の収集、整理。曳船始め、関係者との意見交換。
  - ◎標準基本操船・引受基準関係等の船舶の大型化に伴う、また時代に即したものの更新と検証及び研究。
  - ◎健康管理に留意し、会則による健康診断において医師より再検査等の指摘を受けた場合は確実に必要な検査を実施し、水先人会に報告する。
  - ◎飲酒に対する厳格化に対し、当水先人会の内規に従った対応・行動を厳守する。
- (3) 品質向上に関する問題点の検討の実施。
  - ◎ヒヤリハット報告書を積極的に提出し、情報の共有及び内容を検証して必要ならば改善する。
- (4) ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取。
  - ◎関係会社からの要望・クレーム等に対し、適切な対応と検証を行い、必要なら公な意見を聴取し、また今後は公表することも厭わずに適切に対応する。
- (5) 公益法人会計基準の運用指針に基づく経理処理の実施。
  - ◎事務局を主体にインボイス制度の開始後の複雑化や変更点等を検証し、要望や必要あれば検証・対応していく。
- (6) 日本水先人会連合会の目的の達成。
  - ◎常任理事の拝命を受けているので、引き続き東北地区の代表として参画する。

### 3. 水先人の養成関連事業等

- (1) 本年、1名の水先人免許更新講習が予定されている。
- (2) 令和6年4月より新入会予定者の養成が海技大学校で開始され、9月からは個別教育として当水先区に於いて乗船実習が開始される。教育担当は立てているが、全会員が担当であるつもりで一致協力し、誠実、且つ責任感を持って応対するように努める事とする。
- (3) 本年度末に1名の退会・廃業を予定している。
- (4) 2025年度一級水先人養成支援対象者(19期生)として、2名の募集を要請する。

### 4. 業務取次窓口の業務

- (1) 水先業務の引受けに関する事務の引受事務要領に基づいた確かな実施。  
◎取次窓口は、個々にではなく、事務所が主体であることが基本で有ることを心得え、一本化して円滑な流れを妨げない。また官庁や関係各社に要望やクレーム等有る場合は、一会員のみ的事柄で有り完全に完結される場合を除き、会または会長を通して行うこと。
- (2) 水先料金收受事務の的確な実施並びに必要な報告。

### 5. 港湾振興に対する協力事業

- (1) 港湾振興会・港湾関係官庁等、関係各所が主催する安全会議等に極力参加する事とし、港内の安全確保・管理に一致協力する事、それと同時にユーザー情報の入手に努める。
- (2) 仙台塩釜港仙台港区へのポートラジオの導入に向けたルールづくりの為、仙台港区船舶安全利用委員会(仮称)が設置される予定だが、その委員への就任依頼を受けているので、それを承諾し、協議に参画する。

### 6. その他の事業

- (1) 水先要請に必要な情報及び本会並びに外部会議に関する諸情報を公開する。また必要に応じて総会・委員会を開催し、会員への周知を図る。

以 上